

法定後見制度の概要

	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の者	判断能力が著しく不十分な者	判断能力が不十分な者
申立てをすることができる人	本人, 配偶者, 四親等内の親族, 検察官など 市町村長(注1)		
成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為(注2)(注3)(注4)	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法13条1項所定の行為の一部)(注1)(注2)(注4)
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同 上(注2)(注3)(注4)	同 上(注2)(注4)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(注1)	同 左(注1)

※法務省ホームページによる。

(注1) 本人以外の者の請求により, 保佐人に代理権を与える審判をする場合, 本人の同意が必要。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同様。

(注2) 民法13条1項では, 借金, 訴訟行為, 相続の承認・放棄, 新築・改築・増築などの行為が挙げられている。

(注3) 家庭裁判所の審判により, 民法13条1項所定の行為以外についても, 同意権・取消権の範囲を広げることが可能。

(注4) 日常生活に関する行為は除かれる。

成年後見制度利用支援事業

【概要】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図る。

【地域生活支援事業費補助金】

【実施主体】

市町村(共同実施も可能)(指定相談支援事業者等へ委託することができる。)

【対象者】

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

【事業の具体的内容】

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

長期の任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入

「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について（平成18年12月22日障精発第1222001号）」（通知）

【概要】

長期間任意入院している患者の病状を適切に確認するとともに、入院目的や退院できるかどうかを再確認するため、任意入院患者について、入院後1年経過時及び以後2年ごと（1年後、3年後、5年後、7年後・・・）に同意書の提出を求め、書面によって入院に係る同意の再確認を行うもの。

○同意書による再確認の時期は、

- ・入院後1年経過した日 及び
 - ・以後2年ごと経過した日
- の属する月とする。

○同意書については精神科病院の管理者が保存。

○都道府県への提出は不要であるが、同意の再確認を行っているか否かは指導監査において確認。

Ⅱ－3 精神医療審査会について

精神医療審査会に係るこれまでの経緯（制度改革）

昭和62年改正

・精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するため、専門的かつ独立的な期間として中立公正な審査を行うものとして設置。審査会は、都道府県知事の下におかれ、

- ①医療保護入院の届出
 - ②措置入院患者および医療保護入院患者に係る定期病状報告
 - ③患者からの退院・処遇改善請求
- について審査を行うことをその業務とする。

平成11年改正

- ・事務局を、都道府県本庁から、精神保健福祉センターに変更。
- ・委員数の制限（5名～15名）を廃止。
- ・調査権限として、従来の関係者からの意見聴取に加え、帳簿書類の提出等を追加。

平成17年改正

- ・5名の委員構成について、都道府県の裁量を拡大。
- ・（任意入院患者に係る病状報告制度の導入。）

精神医療審査会（精神保健福祉法第12-15条）
（事務：精神保健福祉センター）

委員構成員（1合議体あたり5名）は、その学識経験に基づき独立して職務を遂行
都道府県知事が下記の者から任命（任期2年）

- ☆ 精神科医療の学識経験者 2名以上（精神保健指定医に限る）
- ☆ 法律に関する学識経験者 1名以上（弁護士、検事等）
- ☆ その他学識経験者 1名以上（社会福祉協議会の役員、公職経験者等）

精神科病院の管理者からの

- ★ 医療保護入院の届出
- ★ 措置入院、医療保護入院患者の
定期病状報告

<知事による審査の求め>

入院の可否の
審査

<速やかに審査結果通知>

入院中の者、保護者等から

- ★ 退院請求
- ★ 処遇改善請求

<知事による審査の求め>

入院の可否
処遇の適・不適の
審査

<速やかに審査結果通知>

都道府県知事・指定都市の長

審査会の審査結果に基づいて都道府県知事・指定都市の長は退院命令等の措置を採らなければならない
（審査会決定の知事への拘束性）……………法第38条の3第4項、法第38条の5第5項

必要な措置

当事者、関係者
に通知